令和5年度 第2回徳島県特別職報酬等審議会 議事録

1 日 時

令和5年11月17日(金) 14:30~15:10

2 場 所

徳島県庁3階 特別会議室

3 出席者

委員:綾野委員、岡本委員、坂口委員、島委員、田村委員、中西委員、林委員、山下委員 事務局:経営戦略部長、人事課長 ほか

4 議事

<林会長>

大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、第2回の審議会を開催いたします。

はじめに、本日の進行についてお諮りいたします。前回申し上げましたとおり、私から答申のたたき台を2案、提案させていただいておりますので、これについて、委員の皆様からご意見を承りたいと存じます。そして、その結果、答申内容をまとめることができましたら、この場で、知事に答申書としてお渡しさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<林会長>

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

答申案の意見交換を行う前に、振り返りの意味も込めまして、前回の審議会における「委員からの主な意見」について、事務局から紹介させていただきます。

<人事課長>

人事課の高崎でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私からは 10 月 30 日に開催した第 1 回審議会の際にいただきました委員の皆様の主な意見について、改めてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず一点目、答申額については、主に二つの意見をいただきました。一つは、「一般職の給与の累積改定率が+0.12%であることを鑑みて、据置きが妥当ではないか」といったご意見。もう一つは、「最低賃金の引上げ、人事委員会による引上げ勧告、民間の賃上げの状況等を踏まえ、特別職の報酬等も引き上げるべきではないか」、「一般職の給与の累積改定率を踏まえ、千円単位でも引き上げてもいいのではないか」といったご意見をいただいたところでございます。

また、審議会のあり方につきましても、「今後は審議会を継続的に開き、その都度、状況に合わせた議論をすべきではないか」、「審議会を定期的に開催していただきたい」といったご意見をいただきました。

さらに、現在実施している減額措置につきましては、「審議会で答申した額は満額を受け取ってもらうべき」「それに見合った仕事をしてもらうのが県民のためになる」といったご意見や「答申した額を減額するというのであれば、何のための審議なのかわからない。それを踏まえた答申としたい」といったご意見を委員の皆様方からいただいたところでございます。

私からは以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

<林会長>

ありがとうございました。それでは、答申の案について説明をいたします。

まず、「案の1」になります。資料の2ページをご覧ください。

「1 報酬及び給料の額について」でございますが、前回の審議会でのご意見を踏まえます

と、一般職の給与改定率を重視して、答申額を決定することが適当であると考えております。 これまでも、改定は1万円単位で実施してきており、今回の累積改定率である0.12%は、わず かであることから、「据置き」としております。

次に、前回の審議会で多くのご意見をいただいた事項について、「附帯意見」として答申とともに知事に示したいと考えております。「2(1)審議会のあり方について」として、「諸情勢の変化を踏まえた議論を行うことができるよう、本審議会を定期的に開催するべきである」、「2(2)減額措置について」として、「長期にわたり継続してきた報酬等の独自の減額措置は終了し、審議会の答申を得て定めた本来の報酬等の額を受け取るべきである」としております。

次に、「案の2」をご説明いたします。資料の3ページをお開きください。

「案の2」は、千円単位での引上げとなる案で、現行額に、一般職の累積改定率である 0.12% を乗じた上で、端数調整して、答申額を算出しております。その結果、知事は 2,000 円の引上げ、知事以外の特別職は 1,000 円の引上げとなります。

なお、改定時期につきましては、現在、知事等が独自の減額措置を実施しており、条例上の終期が令和6年3月31日となっていることから、その翌日である「令和6年4月1日」とさせていただいております。

附帯意見の内容は、「案の1」と同じです。私からの説明は、以上となります。

それではどなたからでも結構でございますので、答申額についてのご意見をお願いします。 また、併せて、附帯意見の内容についてもご意見をいただければと思いますので、よろしくお 願いいたします。

く綾野委員>

答申の案を二つ出していただきまして、そのうち「案の2」の千円単位での改定を答申するということは、確かに細かく反映させること自体は非常に合理性のあるものだと感じております。一方で、報酬等の金額が数十万円単位、百数十万円単位ですので、端数の切り方として「案の1」のように1万円単位とすることも十分許容される範囲だろうと思っております。

ただ、1,000 円、2,000 円といえども「引上げ」となった場合に、それが県民にとってどのように受け止められ、印象を与えるかという点も、審議会としても考慮すべきではないかと思います。そうした時に、先般、総理大臣の件もありましたけれども、報道等による国民感情の状況を見ますと、金額が1,000 円、2,000 円であり、それが一般職の改定率を参照した十分根拠があるものだとしても、なかなか県民にとって印象としては受け入れにくいという意見が多いことも予想されるところです。結論としましては、「案の1」の据置きとすることでいかがだろうかと考えております。

附帯意見につきましては、このとおりだと思いますので、入れていただければと思います。

<岡本委員>

私は、前回は「案の2」を支持する立場にもありましたが、今、綾野委員さんもおっしゃったように世論の状況もあります。これからの物価の推移や諸情勢の変化を見極めた上で、そういった条件が整えられる、あるいは受け入れられる状況になれば「案の2」でもいいと思いますが、今は「案の1」を支持します。

附帯意見については、これ以上のことはありません。

く坂口委員>

私の意見としては、「案の2」でお願いしたいと思っております。千円単位、あるいは1万円単位というご意見もございますが、徳島市長の給料が111万数千円で、千円単位であったと思います。その額からしても、やはり知事は知事なりの報酬を受け取っていただきたいと思っております。「案の2」の方でお願いしたいです。

附帯意見については、意見等はございません。これで結構です。

<島委員>

私は、前回の意見の方向性としては、千円単位であっても、現在の賃金の上昇傾向に合わせて引き上げるべきではないかという趣旨でお話をさせていただきました。

本日、示していただいた附帯意見と総合的に考えますと、現行額を据え置いたとしても実質的には知事をはじめ特別職の給与が引き上げられるということならば、千円単位の引上げはし

なくてもよいのではないかと思います。労働界として特に気になるのが、「据置き」という言葉自体が、これから賃金を引き上げていくという時にいかがなものかという趣旨がございましたけれども、現実には、現行額の減額措置が廃止されるということであれば、その方向性もよしということでございます。結論をまとめますと、「案の1」を支持するという考えに改まっております。以上です。

<田村委員>

現状の減額幅は結構大きいんですよね。やはり減額ではなくて、しっかり受け取っていただきたいということを前提として、基準の額については、「案の1」の据置きでいいのではないかと思っております。

附帯意見については、そのままで結構です。以上です。

<中西委員>

私も「案の1」で答申したらどうかと思っております。26年前の答申内容と同じという話もございましたけれども、知事、副知事あるいは議員各位の報酬額を全国的に見てみましても、表現は悪いかもしれませんが、決して安いとは思っておりません。正常な姿に戻していただいて、新たな答申額でしっかり仕事をしていただきたいと思っております。

ただ、少し気になりますのが、「現行の額で据え置くことが適当である」という表記となっておりますが、今申し上げましたようにこれは 26 年前の話ですよね。本来なら、審議会が一回一回答申するのが本当の姿だろうと思っています。 26 年間開かれていないので、現行の額を据え置くというのではなく、知事も変わりましたし執行体制も変わりましたので、改めて報酬額を正式に示すべきではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

附帯意見はこれで結構でございます。

<山下委員>

前回は、千円単位で引き上げることも検討してはいいのではないかという話をさせていただきましたが、綾野委員さんからもあったように世論のことも考慮して、総合的に考えますと、今回は一番影響の大きい減額措置についてのところで、まずは本来の報酬を受け取っていただくという附帯意見を優先して考えてはどうかと思っています。したがって、少し意見が変わりますが、附帯意見も含めて「案の1」でどうかと私は思います。

<人事課長>

事務局から失礼します。先ほど、中西委員から表記についてご意見をいただきました。もし「案の1」にする場合、「案の2」の表記のように現行の額である「知事1,300,000円 副知事990,000円 議長950,000円 副議長860,000円 議員810,000円」を「報酬及び給料の額」として改めて明記をするというご意見でよろしいでしょうか。

<中西委員>

そのとおりです。

く坂口委員>

「案の1」のご意見の方が多いようではありますが、この際、新たに答申額を示すのであれば、千円単位でも上げればいいのではないかと思います。これは、先ほど言いましたように、県下の市長においても千円単位としておりますし、新たに表記するものが千円単位でもいいのではないかと。現行のままであれば、先ほどもご意見ありましたが26年前の答申の1,300,000円をそのまま表記するという形になりますよね。今回の審議会でも、少しでも変わった額を表記してはどうかと思っています。

<林会長>

それでは、「案の1」、「案の2」ともに、支持するご意見があるように見受けられますので、審議会運営規程第3条により多数決としたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<林会長>

ありがとうございます。それでは、据置きとする「案の1」がよろしいのではないかという 委員は挙手をお願いします。

(7名挙手)

それ以外の方は、千円単位での引上げとする「案の2」がよろしいということでしょうか。

(1名挙手)

分かりました。

多数決の結果、「案の1」が多数となりましたので、審議会として答申する額は「案の1」 としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<人事課長>

事務局から補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

据置きということでご意見をまとめていただきまして、ありがとうございます。先ほど、中西委員からご提言いただきましたように、「現行の額で据え置くことが適当である」という表記を変えて、「報酬及び給料の額」として「知事 1,300,000 円 副知事 990,000 円 議長 950,000 円 副議長 860,000 円 議員 810,000 円」と具体的に明記して答申をまとめた方がよいかどうかについて、皆様のご意見を確認していただきたいと思います。

<島委員>

それであれば、実施時期の表記をどうするのかという点を確認した方がいいと思います。

<人事課長>

この場合、現行の額のままで改定がありませんので、実施時期は表記せず、額だけ明記する ことになるかと思います。

今、明記した方がいいとの声があり、頷いていただいている方が多いと思いますので、「案の1」の内容で、表記を具体的な金額に変えたものとしてはいかがでしょうか。

<林会長>

それでは、表記を変えて、附帯意見につきましても、案のとおり知事に示すことにご異議ございませんでしょうか。

<委員一同>

異議なし。

<林会長>

それでは、事務局において答申書の作成をお願いいたします。 その間、小休といたします。

(小 休)

(知事入室)

5 答 申

(会長が答申書を読み上げ、知事に手渡す。)

(知事挨拶)

6 閉 会

<林会長>

それでは、これをもちまして、審議会を閉会いたします。委員の皆様方の任期は、条例の定めにより本日までとなります。

皆様のご協力のおかげをもちまして、答申内容をまとめることができました。深く感謝申し 上げます。本当にありがとうございました。